

港区ゴルフ連盟規約

- (名称) 本会は、港区ゴルフ連盟と称する。
- (事務所) 事務所を、港区芝浦1-13-10 第三東運ビル RFみなとゴルフ内に置く
- (目的) 本会は、港区内のアマチュア・ゴルフ愛好者及び団体を統括し、健全なスポーツとしてのゴルフの普及と技術の向上、正しいマナーの修得に努めることによって会員の体力向上と生涯スポーツの振興を図り、併せて地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- (事業) 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 各種ゴルフ大会の企画及び実施
(2) 練習場の割引利用 (みなとゴルフ田町・みなとゴルフ新橋)
(3) ジュニア/シニアの指導育成 (みなとゴルフ田町)
(4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- (会員) (1) 個人会員 (区内に在住・在勤・在学する個人)
(2) 団体会員 (区内に所在する同一法人又は事業所等に所属する者)
- (入退会) 本会に加入又は退会を希望する場合、事務局に申し出を必要とする。
- (会費) 入会金/年会費なし
- (役員) (1) 会長 1名
(2) 相談役 2名
(3) 顧問 2名
(4) 理事 3名
(5) 監事 1名
- (会計) 本会の経費は、参加費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- (事業年度) 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

令和4年6月15日